

(厚生労働省委託事業)

令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修

【総合的な権利擁護支援策に関する研修】

開催要項

一般財団法人長寿社会開発センター

1. 目的

令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、国として標準的な研修プログラムを設定した上で、中核機関及び市区町村職員、都道府県職員、都道府県が依頼している専門職アドバイザー等に対する研修を実施する。

本研修の実施により、成年後見制度利用促進施策に関わる職員の全国の水準を確保し、成年後見制度の利用など権利擁護支援が必要な人への包括的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する人材を養成することで、地域共生社会の実現に向けた成年後見制度を含めた総合的な支援としての権利擁護支援の一層の充実など、成年後見制度利用促進に向けた取組の推進に資することを目的とする。

総合的な権利擁護支援策に関する研修では、モデル事業の概要およびテーマ、身寄りのない高齢者等の支援、意思決定支援、公的関与による後見の必要性・広域で取り組む重要性などについての講義、モデル事業の実施自治体等による実践報告などを実施し、モデル事業について理解を深めるとともに、事業実施のためのより具体的な知識やノウハウなどを習得することを目的とする。

2. 受講対象・内容

研修の受講対象及び主な内容は下記のとおりです（研修プログラムについては、7～8頁の別表参照）。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村担当職員、都道府県担当職員、中核機関職員、権利擁護センター等（中核機関になる予定、見込みの職員を含む）職員、市区町村社会福祉協議会職員、都道府県社会福祉協議会職員、関係団体職員、都道府県アドバイザー、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関心のある団体等 ※市区町村又は都道府県から推薦のある専門職（講師候補者、都道府県が依頼している専門職アドバイザー等）、その他モデル事業への関与が想定される関係機関・専門職等の方（地域包括支援センター、介護保険サービス・障害福祉サービス提供事業者、金融機関、市民後見人（養成研修修了者含む）、当事者団体、弁護士、司法書士、社会福祉士）等の参加も可能。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業についての理解、事業実施のためのより具体的な知識やノウハウなどの習得 ◆第二期基本計画及びモデル事業等の理解 ◆身寄りのない高齢者等の支援、意思決定支援、公的関与による後見の必要性・広域で取り組む重要性など、モデル事業を実施するにあたり必要な知識の習得 ◆モデル事業の実施自治体等の実践報告から具体的な事業手法、ノウハウを学ぶ

3. 日程・定員

研修は、すべてオンライン配信形式にて実施します。講義部分はオンデマンド形式での録画配信（以下、「オンデマンド配信」）、演習部分はライブ配信形式（以下、「ライブ配信」）で実施し、オンデマンド配信とライブ配信を合わせて受講する構成となっています。

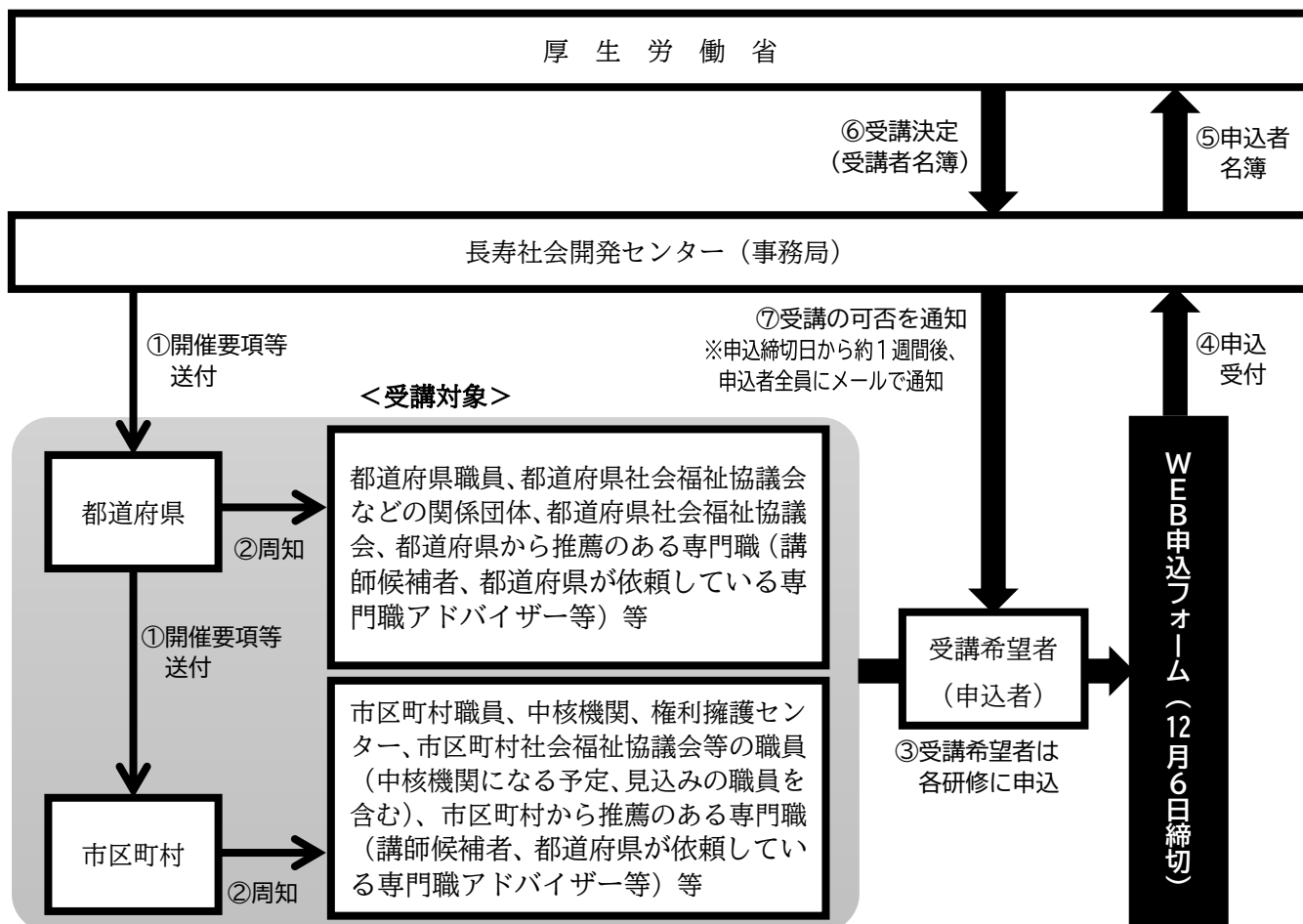
研修の日程及び定員は下記のとおりです。なお、表中の英数字（**〈S-1〉**）は申込コードです。お申込時に、ご希望の研修コードをご確認の上、お申込ください。

※ 研修の詳細は、7～8頁の別表でご確認ください。

研修名	開催回・日程	定員
〈S-1〉 総合的な権利擁護支援策に関する研修 （主に、市区町村担当職員、都道府県担当職員、中核機関職員、関係団体職員、都道府県アドバイザー、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関心のある団体等対象）	①【オンデマンド配信受講期間】 9科目（6時間50分） 受講案内後（お申込み後1週間程度を目安） ～令和7年2月末（注）	500名
	②【ライブ配信日】（1日間）3科目（3時間）※休憩時間等含まず 令和6年12月16日（月） 13:00～16:35	

（注）. ライブ配信受講者は、ライブ配信日までにオンデマンド配信を視聴、学習してください。

4. 申込の流れ



(1) 受講希望者の募集について

都道府県

◆都道府県職員の受講についてご検討いただくとともに、管下の市区町村、都道府県社会福祉協議会などの関係団体、都道府県社会福祉協議会、都道府県から推薦のある専門職等の受講対象者に、開催要項等をメールで送付いただき、周知にご協力をお願いします。

市区町村

◆市区町村職員の受講についてご検討いただくとともに、中核機関職員（委託先[予定・見込みを含む]）や市区町村から推薦のある専門職等の受講対象者に、開催要項等をメールで送付いただき、周知にご協力をお願いします。

(2) 受講申込について

受講希望者

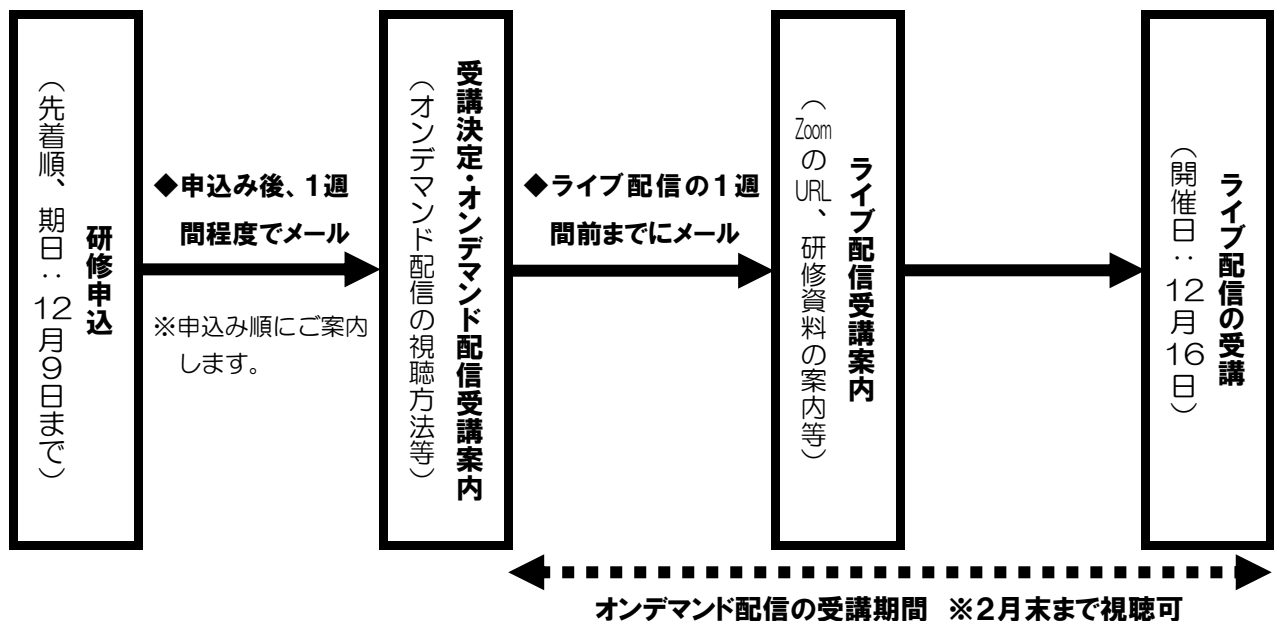
◆研修の案内に関するメールに記載されている URL (<https://koken2024.choju-kenshu.or.jp/>) をクリックし、研修申込サイトにアクセスして下さい。申込方法について、詳しくは別紙2「令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修 研修申込のご案内」を参照ください。

◆受講のお申込みは、**WEBにて**受付します。本研修のWEB申込フォームに必要事項を入力いただくことで、お申込手続きが完了します。

※お申込手続きの完了は、**受講決定ではありません**のでご注意ください。

◆申込開始から締切まで：令和6年10月29日（火）から**令和6年12月9日（月）18：00**まで

図－申込から受講までの流れ



注. 期日間際のお申込みの場合、ライブ配信前に、オンデマンド配信の内容を確認いただく期間が短くなります。

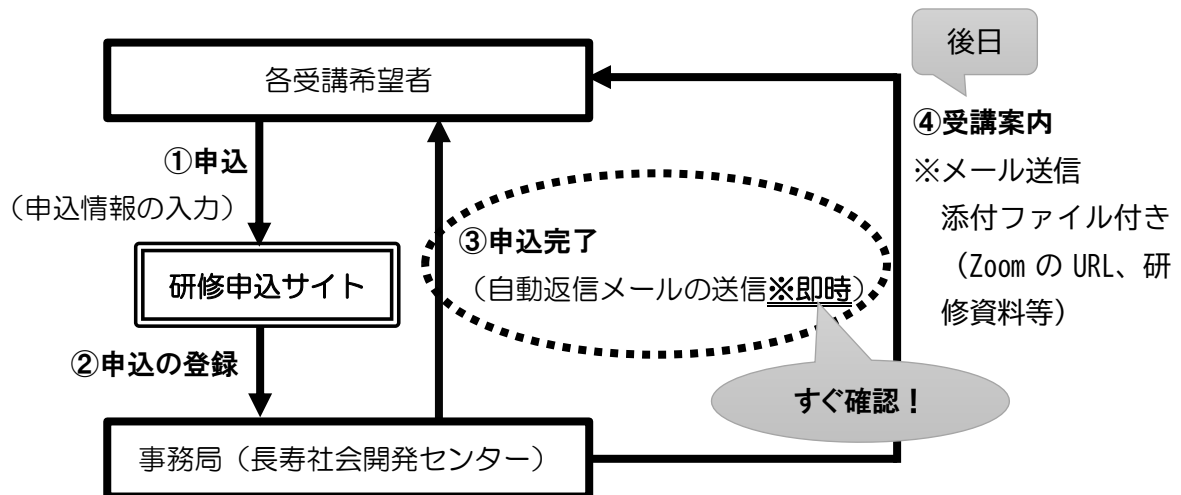
【受講申込時の注意点】

①お申込手続きは、受講希望者ごとに行ってください。

※同じメールアドレスで複数お申し込みいただくこともできます。ただし、お申込みいただいた人数分の連絡メールが送信されますので、ご注意ください。

②受講申込の流れ

図－受講申込の流れ



(注1) 使用するメールアドレスは、事務局の長寿社会開発センターからの添付ファイル付きメールの受信が可能なものをお願いします。研修の実施に必要な範囲内で、諸連絡（受講決定通知や受講方法の案内等）や資料等の送付に使用させていただきます。予めご了承ください。

(注2) お申込手続き完了と同時に、自動返信メールが送信されますので、必ずご確認ください。返信がない場合は、お申込が受けられていませんので、事務局までご連絡ください。

※ 迷惑メールフォルダご確認のお願い

・Gmail等で登録いただいた場合、設定により迷惑メールフォルダに振り分けられる可能性があります。メールが未着の場合、迷惑メールフォルダおよび設定等もご確認ください。

③印刷資料の送付はございません。上記のZoomミーティングへの招待用URLと併せ、メールにて研修資料のご案内をします。必要に応じ、ご自身でダウンロード、プリントアウトをお願いします。

(3) 受講決定について

申込者

- ◆本研修は、定員まで先着順でお申込を承ります。定員に達した場合は、締切日前にお申込の受付を締切場合があります。
- ◆お申しいただいた方から順に、メールで受講のご案内（オンデマンド動画視聴方法のご連絡等）をいたします。
- ◆申込時に同意をいただいた方については、「受講者名簿」に、お申込時の情報（お名前、ご所属先、申込された研修種別等）を掲載させていただきます。「受講者名簿」は、管内の受講状況を把握していただくため都道府県・市区町村への情報提供に限り利用させていただきます。

都道府県

- ◆申込締切後に、長寿社会開発センターから「受講者名簿」を送付します。管下市区町村への「受講者名簿」送付のご協力をお願いします。

5. 研修の受講

(1) 研修の受講方法

受講決定者は、ライブ配信日までにオンデマンド配信を受講の上、ライブ配信を受講してください。受講方法の詳細は、受講決定後にご案内しますが、お申込にあたり下記ご確認をお願いします。

①オンデマンド配信について：

- ・事前に録画した講義動画の視聴にて行います。オンデマンド配信の専用サイト（後日URLを案内）にアクセスし、指定された一定期間内にご自身で視聴し、学習していただけます。
- ・受講にあたっては、動画を視聴できるパソコン等の機器およびインターネット環境が必要です（インターネットによる動画視聴が難しい場合には事務局までお知らせください）。

②ライブ配信について：

- ・ライブ配信は、Web 会議システム「Zoom」を使用して行います。開催1週間前までに、お申し込み時に入力いただいたメールアドレス宛に、Zoomミーティングへの招待用 URL 等をお送りします。ご確認の上、研修当日に所定の時間までに入室ください。
- ・ライブ配信の参加にあたっては、パソコンやWEBカメラ等の機器が必要になりますので予めご確認ください。なお、ライブ配信ではWEBカメラをオンにして参加いただくようお願いします。
- ・厚生労働省のサイト「成年後見はやわかり」(<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)に動画を掲載する予定です。収録した映像に受講者の姿が映り込む場合がありますので、予めご了承ください。

【ライブ配信を受講する際の注意点】

- ・必ず、ライブ配信日までに、Zoomのインストールおよび最新版への更新（アップデート）をお願いします。
- ・パソコンでZoomミーティングに参加する場合、マイク・カメラ・スピーカーが必要になりますのでご確認ください。別途ご用意いただく必要があります。

- ・ミーティング参加時は、周囲に人がいない、音漏れや騒音が気にならない場合を除き、ヘッドホン、マイクの使用を推奨します。
- ・同じ場所で複数の参加者が居る場合は、ハウリングを起こす可能性がありますので、特に注意が必要です。
- ・周囲の音声をマイクが拾いますので、静かな場所の確保を事前に行ってください。
- ・ミーティング参加時は、高速で安定したインターネット接続環境が推奨されます。通信量オーバーによる速度制限、通信の切断等にご注意ください。
- ・動画の視聴、ライブ配信の参加等には別途通信料がかかります、受講者負担となりますので、ご注意ください。

※ 各研修のオンデマンド配信及びライブ配信（録画）については、研修実施後も視聴できるように、限定公開にてWEB上でアーカイブする予定です（2月末までを予定、以降については別途案内）。

（2）研修資料の送付

資料は研修の受講に合わせ、受講決定者に直接、お申込時に入力した住所への郵送にて手配します。

6. 受講料

無 料

※オンライン研修受講環境の確保、動画視聴やライブ配信受講時にかかる通信料、受講場所までの交通費、昼食代等については、受講者のご負担となります。

別表 総合的な権利擁護支援策に関する研修カリキュラム

①【講義型の科目：オンデマンド動画配信形式】

科目	内容	時間
「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について	モデル事業の概要、各テーマの取組について理解する内容とする。	30分
意思決定支援の重要性～地域で生活するために～	意思決定支援の基本的な考え方を学ぶ内容とする。	40分
身寄りのない方の支援と注意すべき観点～法的立場から～	身寄りのない高齢者等を支援するための制度、過去の事例から留意点を学ぶ内容とする。	30分
身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組	身寄りのない高齢者等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組み実施のために、配慮すべき点等を学ぶ内容とする。	35分
監督・支援団体による事業者・意思決定サポーターへのバックアップ～司法へのつなぎも意識しながら～	身寄りのない高齢者等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組み実施のために、配慮すべき点等を学ぶ内容とする。	35分
ファンドレイジング等多様な主体の参画を促す取組	寄付等による多様な主体の参画を促す取組、都道府県の取組みを知る内容とする。	60分 (1時間)
長野県における寄付文化の創造モデル事業の展開	寄付等による多様な主体の参画を促す取組、都道府県の取組みを知る内容とする。	60分 (1時間)
公的関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性	支援者不足、支援困難な事案に都道府県等が関与する取組を知る内容とする。(テーマ1 法人後見も含む)	30分
身寄りのない高齢者等を支援するための基礎的な知識	墓地、埋葬等に関する法律、行旅病人及行旅死亡人取扱法、相続財産管理制度、弁済供託制度など、身寄りのない高齢者等の支援に関連する法制度の基礎を理解する内容とする。	90分 (1時間30分)
計		6時間50分

注. 内容と時間数は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

②【演習型の科目：ライブ配信形式】

科目	内容	時間
「持続可能な権利擁護支援モデル事業」(テーマ1、テーマ3-②関係)	実践自治体による取組報告等から学ぶ内容とする。	60分 (1時間)
「持続可能な権利擁護支援モデル事業」(テーマ2関係)	実践自治体による取組報告等から学ぶ内容とする。	60分 (1時間)
「持続可能な権利擁護支援モデル事業」(身寄りのない高齢者等支援関係)	実践自治体による取組報告等から学ぶ内容とする。	60分 (1時間)
計		3時間

(実施予定時刻) 12月16日(月) 13:00～16:35)

注1. 内容と時刻は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

注2. ライブ配信日程の詳細は、8頁を参照してください。(当日のスケジュールは調整中です)

総合的な権利擁護支援策ライブ配信日程表

時間	科目	取組報告
	開 場	
13:00~13:05 (5分)	オリエンテーション	
13:05~14:05 (研修 60分)	「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告 テーマ1 法人後見、日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組 テーマ3-② 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組	◆テーマ1： 京都府、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 ◆テーマ③-2： 福岡県、公益社団法人 福岡県社会福祉士会 ◆コーディネーター： 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
14:05~14:15 (10分)	休 憩	
14:15~15:15 (研修 60分)	「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告 テーマ2 簡易な金銭管理を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組	◆テーマ2： (1) 八尾市、社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会 (2) 大川市、社会福祉法人 大川市社会福祉協議会 ◆コーディネーター： 埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 社会福祉士養成科 専任講師 大口 達也 氏
15:15~15:25 (10分)	休 憩	
15:25~16:25 (研修 60分)	「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業	◆身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業： (1) 総合的な支援パッケージを提供する取組： 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 (2) 包括的な相談・調整窓口の整備： 岡崎市 ◆コーディネーター： 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
16:25~16:35 (10分)	まとめ・振り返り	
16:35	閉 会	

<個人情報の取扱いについて>

受講者及び申込者の皆様に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用し、その他の目的で使用することはありません。その管理については、長寿社会開発センターが定める「成年後見制度利用促進体制整備研修における個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

<受講にあたって支援が必要な場合>

手話通訳等、研修の受講にあたりご支援が必要な場合は、事前にご相談ください。

<研修を中止する場合について>

天災事変その他やむを得ない事由により、開催を中止もしくは変更する場合がありますのでご了承ください。その場合は、受講者に直接メール等でご連絡します。

<本件に関するご連絡・お問い合わせ先>

一般財団法人長寿社会開発センター 企画振興部 山登、浅野

〒105-8446 東京都港区西新橋 3-3-1 KDX 西新橋ビル 6F

TEL：03-5470-6753 FAX：03-5470-6763 E-mail：koken2@nenrin.or.jp
